

議案第 8 号

北本市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例 の制定について

北本市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 北本市のまちづくりを応援するために寄せられた個人又は法人その他の団体からの寄附金を適正に管理し、次に掲げる事業に要する経費の財源に充当するため、北本市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 子どもの成長を支えるまちづくりに関する事業
- (2) 健康でいきいきと暮らせるまちづくりに関する事業
- (3) みんなが参加し育てるまちづくりに関する事業
- (4) 快適で安心・安全なまちづくりに関する事業
- (5) 活力あふれるまちづくりに関する事業
- (6) 健全で開かれたまちづくりに関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりに関し市長が必要と認める事業

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条に規定する寄附金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条各号に掲げる事業に要する経費の財源に充当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月31日から施行する。

(北本市福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例及び北本市立中学校海外ホームステイ基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北本市福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成22年条例第31号）

(2) 北本市立中学校海外ホームステイ基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成26年条例第27号）

(平成２８年度における積立ての特例)

- 3 第２条の規定にかかわらず、平成２８年度においては、一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てることができる。